

## ローマ人への手紙第六五回質問

5…21 それは、罪が死によって支配したように、恵みもまた義によって支配して、私たちの主イエス・キリストにより永遠のいのちに導くためなのです。

7…1 それとも、兄弟たち、あなたがたは知らないのですか―私は律法を知っている人たちに話しています―律法が人を支配するのは、その人が生きている期間だけです。

7…2 結婚している女は、夫が生きている間は、律法によって夫に結ばれています。しかし、夫が死んだら、自分を夫に結びつけていた律法から解かれます。

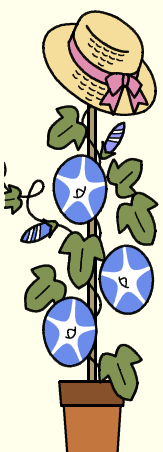
7…3 したがって、夫が生きている間に他の男のものとなれば、姦淫の女と呼ばれますが、夫が死んだら律法から自由になるので、他の男のものとなっても姦淫の女とはなりません。

7…4 ですから、私の兄弟たちよ。あなたがたもキリストのからだを通して、律法に対して死んでいるのです。それは、あなたがたがほかの方、すなわち死者の中からよみがえった方のものとなり、こうして私たちが神のために実を結ぶようになるためです。

(ロマ五章二一節、七章一―四節／新改訳2017)

(問一) ロマ書七章は三つに分類できます。①第一区分の一節から六節の要点は何ですか。②第二区分の七節から一二節の要点は何ですか。③第三区分の一三節から二五節の要点は何ですか。

(問二) 一節から四節では、クリスチャンとは何かを夫婦の関係の譬を使って説明しています。以前は律法が夫であり、律法の支配下にあり、罪の奴隷でした。どのようにして律法から解放され、キリストのものとされましたか。





## キリストのもの

(ロマ七章一―四節)

クリスチャンはキリストのものです。すでに前章において、主人と奴隷という譬が使われましたが、キリストの奴隷という意味でキリストのものです。ここでは、夫と妻という結婚の譬を使い、クリスチャンはキリストを夫とするという意味で、キリストのものなのです。このいずれの場合も、以前は他のものの奴隷であったのに、今はその下から解放され、キリストの奴隷となったのであり、また律法という夫に縛られていたのに、今はそれから解放されて、キリストのものとなったと言われております。しかし、今はキリストのものなのです。そこには本当の自由があり、喜びがあります。

本文に入って行く前に、少し文脈について見ておきましょう。そうでないと、森の中に入って木を見ながら、森を見失うことにならないとは限らないからです。六章、七章をどう見るかということとは、意見の分かれるところであり、とくに七章の場合、これは新生以前の経験を指しているのか、それ

とも新生後の経験を指しているのかということについても、意見は分かれます。しかし、わたしはすでに述べたように、六、七章は括弧の中に入るべきものと見るのが自然であると考えておられます。というのは、五章二一節は文脈上論理の自然のつながりとして、八章一節に続いていくと見ると、大変よく理解できるからです。

もちろん、パウロの場合、いつでも横道へそれて行きながら、また本筋にちゃんと帰ってきているという書き方をしていますから、ここでも、五章の終わりから六章の初めへの続き具合にしても、七章の終わりから八章の初めへの続き具合にしても、極めて自然です。しかし、六章は、当然起こりうる反対論への弁証ということですし、それに続いて七章も、そういう意味では横道であつて、義認論は五章二一節から八章一節へと続いていっています。

それでは、この七章はどういうことが書かれてあるのかと言いますと、一―六節では、クリスチャンとなつたわたしたちと律法との関係がしるされておられ、わたしたちクリスチャンは律法に対して死に、その関係が断たれたと言いましたので、それでは、律法は無用なのかという疑問が起こつてきますから、七―一二節では、律法の効用を述べ、律法について弁明しています。そして、最後の二三―二五節で、クリスチャンの実際生活における葛藤と勝利が述べられているわけです。きょうは、この三つに分類できる第一の個所のうち一―四節を学びたいと思います。

ここには、クリスチャンとは何かということがしるされて

いると言っていていいでしょう。それを、一つの譬を使って説明しているのがこの箇所です。ここで取り上げている譬は、法律上の関係のことだとことわっていますが、夫婦の関係のことです。「わたしは法律を知っている人々に語っているのだが、法律は、その人が生きている間だけ支配するものなのである。というのは、夫のある女は、夫が生きている間は、法律によって夫に結ばれている。しかし夫が死ねば、夫に関する法律から解放される。だから、夫の生存中に他の男と結婚すれば、姦婦と呼ばれるが、夫が死ねば、法律から自由の身となるのだから、たとい他の男と結婚しても、姦婦とはならない。わたしの兄弟たち。それだから、あなたがたもキリストのからだを通して律法に死んだのである。それは、あなたがたが他の人、すなわち死人の中からよみがえられた方のものとなり、こうして、わたしたちが神のために実を結ぶようになるためである。」

わたしたちクリスチャンは、以前は「律法の下」<sup>(1)</sup>にありました。それは、また「罪の奴隷」<sup>(2)</sup>ということでもありました。それはまた、「罪の支配」<sup>(3)</sup>下にあつたということでもありません。しかし、わたしたちは、もはや律法の下にはなく、恵み<sup>(4)</sup>の下にあり、罪の奴隷ではなく、神の奴隷となり、罪の支配<sup>(5)</sup>下にはなく、キリストの支配下に入れられました。そのことを比喩として表わしているのが、この譬なのです。ですから、ここで使われていることばを見ると、そのことがよくわかります。一節の「支配する」<sup>(7)</sup>ということばは、主人として支配する<sup>(8)</sup>という意味ですし、また二節の「縛られている」という



ことばは、完了形が使われていて、結婚ということによって、妻は、その後ずっと夫に縛られていることを意味しています。わたしたちがかつて律法の下にあつて、罪にがんじがらめに縛られていたことを、よく表わしていると思えます。

わたしたちは、罪のために、良い事ができなかつた者たちです。どんなに自分では良い動機から物事を考え、良かれと思つてやったことでも、そこには自分でも意識していない罪が入り込んでいて、良い結果をもたらしません。それは、わたしたちの毎日の経験であり、また、世のすぐれた文学が描いている人間の現実です。

結婚した女性は、法律上、夫に縛られています。ここでパウロが例として出してきたのは、封建時代の女性のことではありません。いつの時代であつても、法律上からすれば、その通りです。他の男性と結婚はできません。その点からして、妻は夫に縛られています。それと同様に、生まれ変わっていない人はだれでもみな、律法の下にあつて、縛られてしまつています。律法の下にあつて、縛られているとは、自分の力で律法を守ることができると考え、自分の力で一生懸命やろうとしている人々のことであり、結局できないために、罪を犯すことになり、罪の奴隷として、罪の支配下にあるということです。

ところが、結婚している女性でも、夫が死んだ場合には、その結婚関係は解消され、夫から自由になりますから、別の男と結婚しても差し支えなくなります。それと同様に、わたしたちも律法との関係が解消されれば、律法から自由になれ

るわけですか。ところで、律法との関係は、どのようにしたら解消できるのでしょうか。結婚の場合には、夫が死ぬことによつて解消できましたが、わたしたちの場合は、「キリストのからだを通して律法に死」ぬことができます。しかし、これはわたしたちの力でそうできるわけではありません。キリストが十字架上でわたしたちの罪の贖いをしてくださったことによつて、わたしたちは自由にしていたくことができただけです。

律法は、わたしたちにそれを守るように要求します。しかし、だれひとりとしてこれを守ることのできる者はおられません。そのため、律法はわたしたちに死を宣告します。ですから、そのままでは、わたしたちは死ななければなりません。しかし、神の子であるキリストが、そのわたしの受けなければならぬ律法の要求を、身代わりに満たしてくださいました。それがキリストの十字架上の死であり、ここで「キリストのからだを通して律法に死んだのである」と言われていることの意味です。つまり、律法と夫婦関係にあった古いわたしたちも、キリストの死によつて、一度死んだわけです。この律法とわたしたちとの結合は、キリストの死によつて根本的に解消しました。

それは、あなたがたが他の人、すなわち死人の中からよみがえられた方のもものとなり、こうして、わたしたちが神のために実を結ぶようになるため」なのです。わたしたちが律法と縁を切ってもらった目的は、キリストと結ばれるためです。ですから、クリスチャンは、今キリストと結ばれた者たちです。そして、キリストと結ばれたことの目的は、神のために実を結ぶことです。それは聖い実です。神に喜ばれる聖い生活にほかなりません。

注(1) ローマ教会への手紙第六章一四節。

(2) 同書第六章一七節。

(3) 同書第六章一二節。

(4) 同書第六章一四節。

(5) 同書第六章一二節。

(6) 同書第六章一四節。

(7) 「支配する」(七・一)と訳されたことばは、原語のギリシヤ語では、キュリエウオー(*κυριεύω*)ということばが使われています。このことばは、「主人として支配する」という意味で、新約聖書では、マルコによる福音書一〇章四二節でも使われています。

(8) 「縛られている」(七・二)と訳されたことばは、原語のギリシヤ語では、デタイ(*δέτται*)ということばが使われています。これは、デオー(*δέω*)ということばの完了形が使われています。(9) この譬では、夫が死ぬのに、わたしたちの場合は律法が死ぬのではなく、自分が死ぬのだから、この譬は譬になっていないと批判する人がおります。しかし、ここでは、結婚関係が解消したことが、私たちと律法の関係が解消されることをたとえているわけですし、また、キリストが十字架上で律法の要求を満たされたことによって、律法が罪人を追求する効力を失ったという意味では、律法が死んだとも言えないこともありません。譬というものは、決して完全ではありませんし、細かなところまで一々表わしているわけではありません。

尾山令仁・ローマ教会への手紙講解(ロイドジョンズ・ロマ書講解要約)より

